

令和7年6月13日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局



近畿地方整備局管内の「道の駅」が新規登録されました

～ 新たに1駅が登録され、近畿で159駅に！ ～

今回、近畿地方整備局管内では新たに以下の駅が登録（令和7年6月13日付け）され、合計で159駅 となりましたのでお知らせします。

【新たに登録された道の駅（1駅）】

さと しもきたやま
きなりの 郷 下北山 （奈良県吉野郡下北山村）

「道の駅」は、平成5年の制度創設以来、令和5年で30年が経過しました※。

国土交通省では、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生・観光を加速する拠点への進化を目指す第3ステージの取組みを進めてまいります。

（全国では、1,230駅となります。）

※平成5年4月22日 第1回登録

＜今回の登録による近畿地方整備局管内の「道の駅」の府県別登録数＞

福井県21駅、滋賀県20駅、京都府18駅、大阪府10駅
兵庫県36駅、奈良県18駅（1駅追加）、和歌山県36駅 ⇒ 近畿計159駅

全国の「道の駅」一覧については、以下の URL を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/list.html>



＜取扱い＞

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
奈良県政・経済記者クラブ

＜問合せ先＞ 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

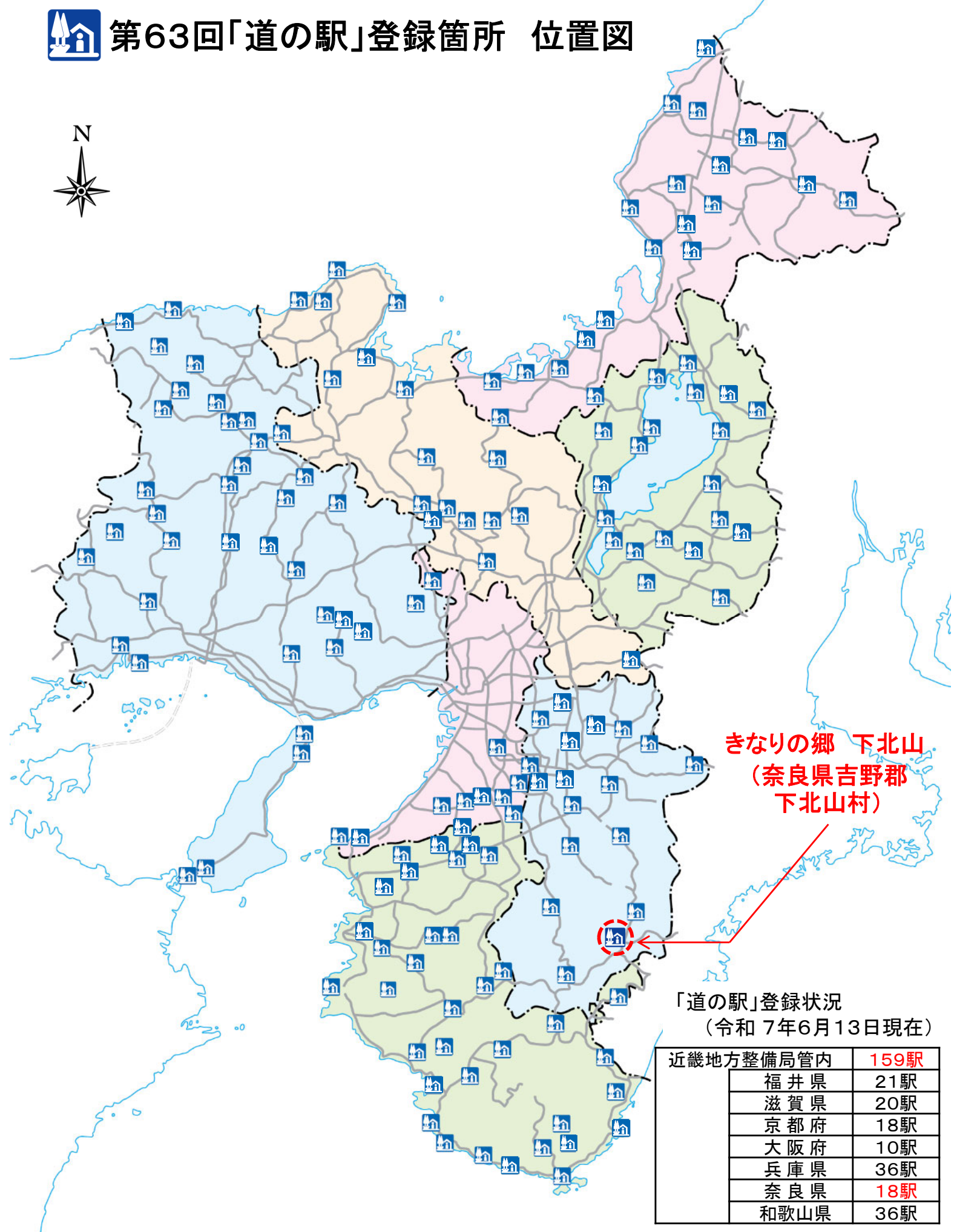
交通対策課長 あしたに 芦谷 じろう 次郎（内線4511）

道路構造保全官 なかい 中井 さとし 哲士（内線4513）

TEL：06-6945-9107 FAX：06-6942-3911



第63回「道の駅」登録箇所 位置図



きなりの郷 下北山
(奈良県吉野郡
下北山村)

「道の駅」登録状況
(令和 7年6月13日現在)

近畿地方整備局管内	159駅
福井県	21駅
滋賀県	20駅
京都府	18駅
大阪府	10駅
兵庫県	36駅
奈良県	18駅
和歌山県	36駅

府県名	設置者	駅 名	設 置 箇 所	詳細についての問合せ先
奈良県	下北山村	さと しもきたやま きなりの郷 下北山	ならけんよしのぐんしもきたやまむらかみいけはら ばんち 奈良県吉野郡下北山村上池原1026番地	下北山村役場 地域振興課 TEL 07468-6-0001

道の駅「きなりの郷 下北山」

◆路線名：一般国道169号

◆所在地：奈良県吉野郡下北山村上池原1026番地

◆設置者：下北山村

◆面積および施設等

・面積：163,210㎡

・施設：駐車場231台、トイレ76器、情報提供施設、休憩施設、観光案内所、ベビーコーナー、非常用電源、備蓄倉庫、貯水槽、マンホールトイレ、ヘリポート、公衆電話、公衆無線LAN、物販施設、飲食施設、宿泊施設、温泉施設、多目的ホール、コインランドリー、ATM、芝生広場、グラウンド、アスレチック、テニスコート、キャンプ場、EV充電施設、RVパーク

・整備手法：単独型

◆オープン予定：令和8年度

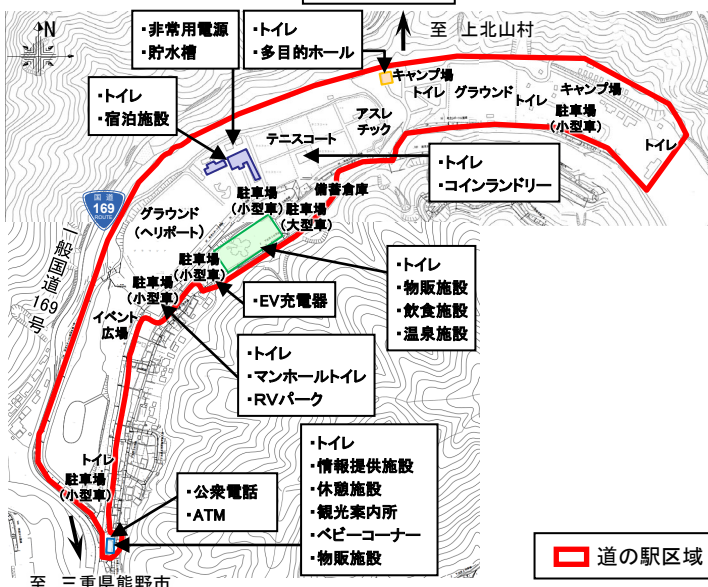
◆特徴

- ・「下北山スポーツ公園」として、広大な敷地の中に宿泊施設、温泉施設、スポーツ施設・遊び場、休憩施設が集積されており、幅広い世代を対象とした交流・誘客拠点
- ・周辺地域だけでなく奥大和地域、南紀・熊野地域も含めた観光資源等の情報を発信。近隣市町村を含めた地域の特産品を扱う売店を整備
- ・奈良県の広域防災拠点に位置付けられており、「防災道の駅」に選定されている

イメージパース



平面図



位置図



位置図





「道の駅」について

1. 目的

道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

3. 道の駅の登録について

道の駅は、市町村等からの申請に基づき、国土交通省で要件を満たすものを、道の駅として毎年登録しています。

4. 主な登録要件

（1）休憩施設

- ・ 駐車場：道路利用者が 24 時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- ・ トイレ：清潔で 24 時間利用可能なトイレ（原則、洋式）、障害者用トイレも設置
- ・ 子育て応援施設：24 時間利用可能な乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペースの確保（ベビーコーナー）

（2）情報発信施設

- ・ 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

（3）地域連携

- ・ 地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直売所などの地域振興施設

（4）設置者

- ・ 市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、市町村が推薦する公益法人または市町村から土地・建物の貸与を受け、市町村と管理運営についての協定を締結する法人

（5）その他の配慮事項

- ・ 施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化がされていること。